

※協会のうごき

R 2年 3月
2日 北東ブロック協議会会長会議(岩手県)
(村田会長・松橋専務理事)
23日 広報委員会秋田の住宅コンクール委員会
25日 理事会



第6回 理事会報告

- ◎日時 令和2年3月25日(水)13:30～
- ◎場所 東カンビル7F会議室
- ◎出席 理事11名 監事2名
- ◎報告事項
 - ①日事連関係報告(北東ブロック協議会会長会議、専務理事事務局会議)
 - ②第48回秋田県工業系高校生徒による建築設計作品コンクール報告
 - ③建築士定期講習会報告
 - ④(公財)秋田県木材加工推進機構理事会報告
 - ⑤委員会報告(広報秋田の住宅コンクール・耐震診断)
- ◎協議事項
 - ①令和元年度収支決算(見込み)、令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - ②協会創立60周年事業について
 - ③会員の異動について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業
小規模事業者への支援策について(情報提供)

国土交通省住宅局住宅生産課

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバスドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。そのため、今後、中小企業・小規模事業者の経営に支障が生じる可能性があります。このような状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者支援に関する相談窓口の開設や日本制作金融公庫等のセーフティネット貸付の要件緩和が行われておりますので情報提供させていただきます。

〈参考〉
○中小企業・小規模事業者支援に関する相談窓口の開設
<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200129007/20200129007-1.pdf>

○日本制作金融公庫等々のセーフティネット貸付の要件緩和
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214012/20200214012.html>

(全国相談窓口一覧)
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214012/20200214012-1.pdf>

R 2年 4月(予定)
20日 監査
23日 理事会



建築士法施行細則等の一部改正について

秋田県建設部建築住宅課長

建築士法の一部を改正する法律(平成30年度法律第93号)の施行により、建築士試験を受験する際の要件となっていた実務経験が、免許登録の際の要件に改められたことに伴い、県が定める「建築士法施行細則(昭和25年秋田県規則第29条)」及び「秋田県標準事務手数料徴収条例(平成12年秋田県条例第19号)」の一部改正等を行いましたのでお知らせします。

- 主な改正内容
 - ・二級建築士又は木造建築士(以下「二級建築士等」と表現します。)の学科の試験に合格した者は、当該学科の試験に合格した二級建築士試験等に引き続いて行われる次の4回の二級建築士等の試験のうち2回の二級建築士等の試験において、学科の試験を免除することとした。
 - ・二級建築士等の免許申請及び実務経歴書の様式を改正し、新たに実務経歴証明書の様式を追加した。
 - ・二級建築士等の免許の申請手数料を19,300円から24,400円に改正した。※令和元年以前の合格者については、改正前の手数料(19,300円)とする。
 - ・二級建築士等の試験の受験手数料を17,900円から18,500円に改正した。※令和元年以前の合格者については、改正前の手数料。

営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準等の一部改正について

秋田県建設部営繕課長

平成31年国土交通省告示第98号に基づき、秋田県における営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準等を一部改正しましたのでお知らせいたします。

なお、改正後の基準等は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」内、「組織別案内」>「建設部」>「営繕課」に掲載しております。

- 【改正基準等】
 - ・営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準
 - ・営繕工事設計業務委託共通仕様書
 - ・営繕工事設計業務委託特記仕様書
 - ・営繕工事設計業務委託関係様式集
 - ・営繕工事監理業務委託共通仕様書
 - ・営繕工事監理業務委託特記仕様書
 - ・営繕工事監理業務委託関係様式書

【適用日】
令和2年4月1日以降に入札公告等を行う業務から適用